

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 平成27年6月16日(火) 午前10時～午前10時57分

場所 第2・3委員会室

出席議員 委員長 須藤智子 副委員長 木村冬樹 委員 大野慎治
委員 鈴木麻住 委員 相原俊一 委員 堀 巖
委員 宮川 隆 委員 関戸郁文

欠席議員 なし

説明員 行政課長 中村定秋

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同主査 田島勝己、同主事 坪内裕紀

付議事件及び審議結果

陳情第2号	憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない平和な世界を求める陳情書	結論を得ず
-------	---	-------

総務・産業建設常任委員会（平成27年6月16日）

◎委員長（須藤智子君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は陳情1件でありますので、本日の説明員は行政課長のみとなりますので、よろしく願いいたします。

それでは、この案件を議題といたします。

陳情第2号「憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない平和な世界を求める陳情書」についての取り扱いをどのようにいたしましょうか。委員の皆様にお諮りいたします。

聞きおくとして、各委員において熟読していただくのか。それか岩倉市議会請願書及び陳情書取扱要綱第9条の規定によって取り扱うのかということですけど。

◎委員（堀 巖君） 昨年度から陳情についても内容を委員会の中できちんと議論をする方向性で議論してきたことですので、やはり1項目ずつ審議なり、意見交換をしたほうがよろしいのかと思いますが、いかがでしょうか。

◎委員長（須藤智子君） 結論は出ませんが、いいですか。そういう議論するだけということですね。

委員の皆様、どうでしょうか。1つずつやりますか。

◎副委員長（木村冬樹君） 議運で議論が少しされておりますけど、陳情項目の中の3カ所ぐらい、当委員会の所管するもの以外の、いわゆる厚生・文教常任委員会が取り扱う内容も含まれていますので、ここで総務のほうに送付されておりますけど、そのことも含めてちょっと議論をしたほうがいいなというふうに思います。合同審査をするのか、あるいはこの部分を厚生・文教に送付するのか、そのこともあるというふうに思いますので、私も項目ごとに少し意見交換をしながら取り扱いを最終的に決めるということではないかなというふうに思います。

◎委員（相原俊一君） この陳情自体が最後の項目の5番ですか、趣旨の意見書、要望書を提出してくださいというふうな書き方で結ばれているような感じがするんですね。

そうすると、これは陳情ではなくて、改めて出し直すべきものではないのかなと私は思うんですけども。

◎委員長（須藤智子君） どうでしょう、このことに関しては。

◎委員（大野慎治君） 私も相原委員と同様に、陳情者の方がいらして御説

明をしていただけるのならまだ十分議論することもあり得ると思うんですが、最後の意見書が10項目もあるんですね。多岐にわたり過ぎているといった部分では、ちょっと趣旨が違うのかなど。陳情で陳述人がいらっしやっっていれば、僕たちは意見交換もすることも十分あると思うんですが、意見として承ってください。

◎委員長（須藤智子君） ほかに意見はありませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） 分かれましたね、意見が。賛否とりますかね、取り扱いの。

◎委員（宮川 隆君） 私の立場からこの陳情をどのように取り扱うという発言をすべき立場にありませんので、そこの部分には触れないんですけども、一応請願と陳情というのは憲法に保障されている権利でありますし、国会法の中においては紹介議員があるものを請願、そうでないものを陳情というふうに2つに分けられていること以外は、取り扱いとしては全く同じ扱いです。そういう部分でいいますと、請願においても請願人がいるからそれは成立するだとか、説明員がいるから成立するだとか、いないから成立しないという趣旨のものではないと。もともとそういうものであるということだけは確認しておいていただきたいなと思います。

その上で、内容をどのように進めていくのかというのは、委員会の中で決めていただければいいのかなと思います。

◎委員（鈴木麻住君） 私、初めてなんでどういうふうに取り扱っていいかというのはわかりません、正直言って。だから、皆さんの御意見にお任せします。以上です。

◎委員（関戸郁文君） これは多分、去年、おとし、その前、過去にもこのようなものがあつたのではないかと思います。過去の取り扱いと今回の取り扱いを変えるんですか、何とかという条例ができたので。そこをちょっと教えていただきたいんですけど。

◎委員長（須藤智子君） 去年、陳情の取り扱いについては変えたんですね。今までは聞きおくで、皆さん各自で勉強するという形だったんですが、それが去年から陳情も請願と同様に取り扱ってはどうかと、委員会で議論してはどうかということは決まったことなんです。

それを聞きおくでいいなら聞きおくでいい。委員会で議論するなら議論するというので、委員の皆様方の意見を聞いて進めていくという感じになります。

◎委員（関戸郁文君） はい、わかりました。

◎委員（堀 巖君） 私も宮川委員と同様の意見で、請願人がいるかいないかというのは関係のないことではないかというふうに思いますし、昨年からの流れであれば、やはり請願人の意思を尊重して、ある程度の意見交換なり議論は議会としてすべきだというふうに思います。

◎副委員長（木村冬樹君） 確かにこのやつを多岐にわたっているということはありません。多分賛否をとったら結論は大体見えているなというふうに思うんですよね。

だけど、例えばこの中でもやれている部分なんかもないことはないというふうに思っています。住宅リフォーム助成制度だとか、そういうようなことはやっているわけで、その辺で一項目一項目でやっていくのはちょっと大変だということであれば、全体を見回してこの点についてはもう少し勉強しましょうだとか、この点については行政視察の中でもう少し調査したらどうかだとか、そういう議論をしたらどうかなというふうに思います。だから、長時間一項目一項目詳細にやっていくということではなしに、その程度の議論は陳情を出してきた人たちの願意を酌んすべきではないかなというふうに思います。

◎委員（宮川 隆君） 一つの提案ですけれども、この陳情に関して採択・不採択するというのはまた後の別の問題として、何人かの委員さんが項目ごとにやられたらどうですかということであれば、大まかに言えば5項目ですので、そのテーマテーマに合わせて委員間の意見交換ができればそれでいいのかなと。

その上で、もし特記すべき事項があって、委員会としてこの部分は意見書として上げるということがまとまるのであれば、文書として上げればいいでしょうし、そうでなければそれぞれの委員の意見を、せっかくですので自由討議的な形でお互いにキャッチボールができれば、初めての方も見えるのでいいのではないのかなとは思いますが、これは提案です。

◎委員長（須藤智子君） 陳情書の取扱要綱の10条というのがあるんですが、それには陳情書のうち、次の各号のいずれかに該当する事項を含むものについては全議員に配付するにとどめるものとするという項目があるんですけど、それが1. 明らかに市の事務に属さないもの、2. 願意が達成されているもの、または現実の見通しが明らかなもの、3としてその他議会の関与が適当でないと認められるもの、これは国の管轄とかそういうことなんですけど、それに関係する項目もあるんですよ、この中には。それは除いて議論することですか。

◎副委員長（木村冬樹君） ちょっと細かいことを言うと、5番のところは

国に対する意見書、要望書だもんだからということですけど、この意見書、要望書を出すということも市の議会としての範疇だというふうに思うもんだから、国の問題だからというふうにしちゃわないで、意見を出すか出さないかの問題だもんだから、これをやるとは言わないですけど、特にこの中でこの点についてはというところがあれば、議論したらいいというふうに思いますし、特に2つの意見書については今協議を進めているところでありまして、この議会での。9番のところなんかは結構その部分にかかわるところがあるかなというふうに思いますので、既に進めているという点で言えば既に進めているということで、そういう判断の仕方というのものもあるんじゃないかなというふうに思うんですね。

◎委員長（須藤智子君） それでは1項目ずつやりますか、皆さんの意見を聞いて。自由討議で。

それでは、自由討議に移ります。

◎委員（大野慎治君） 先ほどの木村副委員長の視察を兼ねたような形での今後の展開を踏まえた意見交換を1項目ずつだったらわかるんですけど、これ全部やるというと、また我々の委員会とは違う項目まで含まれているので、もう1回議運に戻ってという話になるので、そうするとちょっと違うのかなと。

◎委員長（須藤智子君） 厚生の方の管轄のところはどうなるの。

◎委員（宮川 隆君） 今、大野委員から言われた内容というのは、ちょうど議会運営委員会の中でも出てきました。その中で確認されたのは、請願、陳情はどこに付託するかというのがまず一つあると。その上で、そこの付託された委員会の中で合同審査、もしくは差し戻し、または他の委員会に振るということであれば、それはここで結論を出す話だと。振り直しはないですね。要は合同審査に関しては、付託された総務・産業常任委員会の意見として合同審査すべきだという決をとった場合において合同審査をするということが正当な取り扱いであるということが確認されたというふうに記憶しております。

ですから、ここで例えば厚生委員会の所管事項もありますよということは確かにあるんです。あるんですけども、そこを除いてこの陳情に関して審査するのかということと、それから合同審査、もしくは差し戻しというのは別の次元の話で、ここで決めれば。ここが厚生の方に振るということであれば、厚生の方に委員長のもとで厚生委員長の方に言うただけであればいいですし、そうでなければここで全ておさめてしまえばいいということだそうなんです。

- ◎委員長（須藤智子君） 厚生の管轄するのは3番の5と……。
- ◎副委員長（木村冬樹君） 4番の2も。中学生の職場体験。
- ◎委員長（須藤智子君） 4番の2と、5番の8ですか。
- ◎副委員長（木村冬樹君） 5番の8だね。
- ◎委員長（須藤智子君） 3点あります、3項目。これを総務でやってもいいということ。

〔発言する者あり〕

- ◎委員長（須藤智子君） 厚生常任委員会に付託するの。
- ◎委員（堀 巖君） 議案であれば連合審査という手法が望ましいと思うんですけども、陳情なので、僕の提案ですけども、厚生のほうに該当するやつについては、次に厚生もあることですので、そちらのほうに送付したらいかがでしょうか。
- ◎委員長（須藤智子君） じゃあ、この項目3点については厚生のほうへうちのほうから送付するということですね。
- ◎委員（相原俊一君） それであれば、全員の意見をちょっと聞いてください。
- ◎委員長（須藤智子君） そうですね。
- ◎委員（相原俊一君） 委員会の趣旨として統一したほうがいいですよ。
- ◎委員長（須藤智子君） そうですね。

じゃあ厚生に関する管轄の案件を厚生常任委員会に総務委員会から送付するんですか。

- ◎委員外議員（黒川 武君） そんなことになった場合は、また議運のほうに差し戻すというのが基本だと思うんですよ。ここで決めるべきことじゃないですよ。
- ◎委員長（須藤智子君） 議運にね。勝手に決められないよね。
- ◎委員外議員（黒川 武君） 議運に戻さんとだめじゃないですか。この間ここで……。
- ◎委員外議員（堀 巖君） 議運でそういうふうにしたんじゃないですか。
- ◎委員外議員（黒川 武君） だから、議運でやっぱりそのことを確認しないとまずいよ。
- ◎委員長（須藤智子君） 合同なのかどうなのかは、また議運でやってもらわないかんね。
- ◎委員外議員（黒川 武君） だから、どこの部分が係るところが総務で、どの部分が厚生かということは議運の中でそれは割り振るべきもので、ここ

でやるべき話じゃないですよ。

◎委員長（須藤智子君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（須藤智子君） 休憩を閉じて再開いたします。

それでは、この議案につきまして当委員会ではどのようにしたらいいのか、皆様方の意見を聞いて、それから厚生常任委員会と連合審査にするのか、分割して審議するのか、皆様方に答えを出していただいて議運に戻したいと思っておりますので、お願いいたします。

皆様方の意見を1人ずつ。

◎委員（堀 巖君） さっき黒川議員のところでもちょっとわからなくなっちゃったんですけども、僕は議運のメンバーなので、議運の中で私が3の5だとかいうのは厚生の範疇だということで、項目は該当しますよねということで、連合審査の話もしました。した上で、総務で云々という話になったもんですから、それをまた議運でというところは二度手間、同じことをまた繰り返すという、まさになので、そこら辺をもう少し時系列の、議運の中身で決めたことをしっかり認識することが大事だというふうに思うんですけども。

〔発言する者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 連合審査になるのか、うちでやるのか。

◎委員（堀 巖君） それは議運でも話をしたんです、既に。その上で総務でという話になったもんですから、そうじゃないですか。

◎委員長（須藤智子君） 総務で答えを出せということ、連合審査にするのか、厚生の分は厚生に送るということやね。それを決めないかんということやね。

◎委員（宮川 隆君） 先ほど僕が言った趣旨が取り違えられると困るんですけども、議会運営委員会での結論としては、これに関しては総務のほうに付託しますよと。その取り扱いも総務の委員会のほうに委ねますよということで振られました。ですから、ここの内容、要は厚生にかかわる部分を除いて、この委員会としてどのように取り扱うかも含めてここで決めればよいと思います。

先ほどからここの委員さんのほうからそれぞれのところで重要な案件も含まれているので、一個一個やっていったらどうですかという御提案もありましたので、それはそれでここでやるんならやればよいと思います。採択する、しないは別としてね。まずは審査すればよいと思います。厚生の部分に関することは、厚生の担当すべきものですよということを付議して、議運経由が

一番正当であれば議運経由で、その趣旨を厚生の方に回すと。

ただ、もともとが取り扱いに関してはそれぞれの委員会に委ねるという形で議運の結論は出ていますので、厚生の方でそれをまた審査するのか、それとも聞きおくのか、また最終的に結論を出すのかというのは厚生で決めていただければいい話ではないのかなと思います。ですから、ここに付託された部分に関しては肅々として取り扱えばいいんじゃないのかなと思います。いかがでしょうか。

◎委員長（須藤智子君） 厚生以外の項目だけを残して、総務に関するところだけをこの委員会で皆さんと議論するということですね。

それでいいですか。皆さん、どうでしょう。大野さんもいいですか。

◎委員（大野慎治君） はい。

◎委員長（須藤智子君） 鈴木さんもいいですか。

◎委員（鈴木麻住君） はい。

◎委員長（須藤智子君） 相原さん、いいですか。

◎委員（相原俊一君） 総意であれば。

◎委員長（須藤智子君） 関戸さんはいいですか。

◎委員（関戸郁文君） はい。

◎委員長（須藤智子君） 副委員長、いいですか。

◎副委員長（木村冬樹君） はい。

◎委員長（須藤智子君） じゃあ1項目ずつ議論していきたいと思います。

まず初めに1番、これ1番の1とやっていくの。

[発言する者あり]

◎委員長（須藤智子君） 休憩します。

（休 憩）

◎委員長（須藤智子君） 休憩を閉じて再開いたします。

全体を通して皆様方の意見を言っていただいて議論したいと思いますので、お願いします。

◎委員（宮川 隆君） 比較的わかりやすいところで、先ほどの2番の公契約です。

これは愛知県においては、大村知事の3年目のときに施政方針の中に含まれていたと思います。それを受けて、愛知県議会の中、もしくは愛知県庁の中でかなり細かいところまで調査・研究がなされていて、中間報告までは出たんですけども、結論は出ていないというのが現状であります。それを受けて、我が岩倉市議会の中でも3年ぐらい前でしたっけ、一般質問等々で出てきておりました。そのときの答弁としては、愛知県が今進めている中で、

岩倉市が細部に関して条例化していくということが果たして現実的なものなのかどうか。

また、これは私個人の意見ですけれども、公契約条例の中には、労働条件であったり、保険の問題であったり、それから最低賃金の問題であったり、契約形態の問題であったりと、かなり多くのものが含まれております。それを岩倉市のルールというものがつくれるのかどうかというのは、かなり難しい判断ではないのかなというところでありまして、できるだけ早く県のほうで指針等々をつくってくださいということでまとめるのであればいいんでしょうけれども、岩倉市独自ということになるとちょっと条件としては難しいし、それにかわる形で岩倉市は岩倉市で気を使った契約体系のあり方だとか、それから地元企業の育成という部分に立った契約のあり方みたいなことも考慮されていますので、この文章だけでいうと、頭が国に出してくださいということであれば、もう少し具体的なところで論議できる俎上というのをつくっていただくというのがまず大前提になるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

◎委員（堀 巖君） まさにそのとおりだと思います。

岩倉市の現状がどうかということをもっと押さえておかないといけないと思うんですが、3年前の一般質問とか、この間いろいろ取り沙汰されておりますが、全く委託契約においても業者の中で2次請、3次請みたいなところも調査もしてないですし、市は委託して終わりだということでの答弁だというふうに記憶しておりますけれども、じゃあそれを一歩ずつどういうふうにやっていくんだというところの階段ですね。ステップをどうしていくかというところをもう少しきちんと、いきなり公契約条例をつくれではなくて、ここにあるようにまずチェックシートをやってみたり、そういったことの提案は議会としてもできるんじゃないかなというふうに思います。

◎委員長（須藤智子君） 行政課長にちょっと聞きますが、労働環境チェックシートというのがあるんですか、岩倉市は。

◎行政課長（中村定秋君） 陳情の中に書いてあります新宿区だとか、あとは県内の知立市がという労働環境チェックシートというのは、業者さんに1枚シートをお渡しして、例えば保険に入っていますかとか、労働環境がいろいろとチェックすべきものがあって、御自身でチェックしていただいて、それを提出していただくと。

特に法的な何かということではないんですけれども、そういうチェック項目があって、みずからチェックすることによって、そういう労働環境を守る、あるいは改善するという意識づけになるということで行われているものだと

いうふうに理解をしております。

◎委員長（須藤智子君） ほかに御意見ありますか。

◎委員（大野慎治君） たしか岩倉は工事において最低制限価格は80%になっていると思うんですが、ちょっとごめんなさい、行政課長、間違いありませんよね。

◎総務部行政課長（中村定秋君） 岩倉におきましては、規則で3分の2から5分の4の間で決めるというような形になっていまして、その中で決めております。

◎委員（鈴木麻住君） いろんな工事とか、いろんな公契約をする場合、ある基準があって、例えば公募したりすると思うんですけど、そのときの基準とかというのは多分何らかの基準があって、公募基準できるかできないかということもあると思うんですけど、そういう査定の基準とかというのはいろんなものに対してつくってあると思うんですけど、それはどうでしょうか。

◎総務部行政課長（中村定秋君） 地方自治法でもそういった基準というのがございまして、さらに岩倉市の契約規則というものにもそのような基準が定められています。

一例を申し上げますと、例えば工事で言えば130万円未満のものであれば随意契約等ができますし、130万円以上のものであると入札に原則として付さなければいけないというのがありまして、そのほか物品の購入であるとか、あるいは委託だとか、それぞれの契約の種別ごとにそのような基準というのは設けられております。

◎委員長（須藤智子君） ほかに。

ほかの項目でもいいですよ。何かありましたら。

◎副委員長（木村冬樹君） 公契約の問題、岩倉の実態とか、もちろんそういうことも考慮しなきゃいけないんですけど、ここに書かれている願意というのは、いわゆる公共サービスの部門でのワーキングプアをつくらないということなものですから、そういう立場でこれまでも一般質問などをやってきておりますので、そういうことの中で深めていく課題なのかなというふうに思って捉えています。そのような形で捉えて、議員の皆さん各自で調査などをさせていただいて、一般質問などで取り上げていただくという形でこの項目は取り扱っていくということで考えたらいかがかなというふうに思うんですけど、2番についてはそんな感じでどうかなというふうに思います。

◎委員長（須藤智子君） よろしいでしょうか、それで皆さん。

〔発言する者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 続いて、3番に行きますか。

〔発言する者あり〕

◎委員長（須藤智子君） ほかのところで。

◎委員外議員（堀 巖君） 今の公契約のところにも出てくる時給1,000円という額なんですけれども、1番のところにも出てきます。この1,000円については、一時期民主党政権の時代だったかな、1,000円というのが打ち出されたというふうに記憶しておりますけれども、この額が現在妥当なのかどうかというところは情報か何かありますか。

◎委員長（須藤智子君） どうでしょうね、1,000円。

◎委員（宮川 隆君） 1,000円が妥当かどうかというのは、かなり難しい話だと思うんですね。それは当時の政権が目指したものは、全国一律で最低制限の基準を設けようという動きだったと思うんですけれども、やはり都市部に比べて郡部の生活であったり、物価の状況が違ったり、生活環境そのものが違ったり、そういう中で一律が果たしてどうなのかというところで、なかなか全国に波及しなかったのかなというのが実態だと僕は認識しています。

愛知県においても、たしか840円かな、今。業種によるんですけれども、800円から840円ごとに業種で5段階ぐらいたしかあったと思うんですけれども、そういう状況というのが今の愛知県においての現状であるならば、これが先ほど言った条件ですね。生活環境、物価だとか、業種だとかというものを度外視した中で、一気に800円ぐらいの一番最低賃金のところから1,000円に持っていこうというのは現実味がないのかなというふうに捉えています。

◎委員長（須藤智子君） 岩倉市のパートさんは時給幾ら。

◎総務部行政課長（中村定秋君） 所管が秘書課ですので、私の所管ではないんですが、一般的にはパート職員の賃金は1時間860円ということになっております。

中には職種によって930円だったりというのもございますけれども、基本は860円です。

◎委員長（須藤智子君） 保育士さんとかは高くなるのかな。

◎総務部行政課長（中村定秋君） 職種によって高くなっているのもありますし、例えば短時間の保育士さんですともう少し高かったりとか、あと環境員だったりとか、職種によって違ってきます。860円というのは一般の事務のパート職員ということですよ。

◎委員長（須藤智子君） みんな一律にするというのはちょっとあれかもしれないね。

ほかにありますか、御意見は。

◎委員（堀 巖君） 1番なんですけれども、私のライフワークのところ

がちよっと入っております、ここに書いてある臨時非常勤職員等と一括で書いてありますが、全く違うものでございまして、実際岩倉市においての地方公務員法に基づく臨時職員というのはいないというふうに私は認識しております。パート職員は基本的に地公法上の臨時職員ではございませんし、非常勤職員と一くくりにしてもいろいろ嘱託職員であるとか、たくさんの種類の職員さんがいらっしゃいますので、それを一律でうたうところ自体がなかなか難しいのかなという気がしております。

ですから、具体的な要求、陳情をするならば、一時期ある議員が監査委員であったころに、テーマを岩倉市のそういうパート、非常勤のことを特化して監査をやっております。そのことについても、なかなか市として真摯に真正面から取り組むことができずに、現状に至っている状況がございまして、そこら辺の実態がどうなのか。本当に今のパートさんが臨時職員という名前からパートさんになってどうなのかというところも含めて、議会としても取り組むべきだというふうに私は思っています。

◎委員長（須藤智子君） 岩倉市の問題として提起された。それはそれでまたやっていけばいいなと思いたすが。

ほかにはございませうか。ほかの項目でもよろしいです。

◎委員（宮川 隆君） 4番の憲法9条を守りというところで、岩倉市は御存じのように核兵器廃絶平和都市宣言を行っているということで、かなり議会のほうも行政サイドのほうも細かく気を使って、いろんな政策に落としてきていると思いたす。

先日、平和行進がございまして。あのときに代表の方が言われてみえたのが、岩倉市が年間を通じて、40項目ぐらいありましたっけ、平和に関する事業。子どもたちの平和派遣や、それからパネル展示等々年間を通じて40件近い事業が行われていまして、行進の代表の方はこんなにやっていただいているんですかと感心して帰っていただきました。だからといって、事業をやっていけばいいという話ではないんですけれども、岩倉市としてはそういう取り組みをしていると。あとは市民や市外の方々にこういう取り組みをしているんだよというアピールを、これからどれだけ強調していくかということが大切であって、これ以上事業を膨らますというよりも、内容をもっと充実していくというところを課題に考えていくべき時期なのかなと思いたす、この間お伺いしてございました。以上です。

◎委員長（須藤智子君） 岩倉市はこういう活動についてはやっていますのでね。

ほかにはありますうか。

◎副委員長（木村冬樹君） 3番の4の②の住宅リフォーム助成制度を岩倉市は3年間実施しました。

これは経過がありまして、1つの団体が請願、1つの団体が陳情という形で出て、それを議会として採択をして市長に提案する中で、プロジェクトチームをつくって行政と話し合う中で実施してきた制度なんですけど、3年間終わって総括的には市民にアンケートをとったところ、この制度があってもなくてもリフォームは行ったという声が多かったというようなことで、余り地域活性化というか、商工振興というところの効果がいま一つ捉え切れなかった施策で終わっているわけなんですけど、この3年間で全て結論づけてしまっただけで終わらせてしまっているのかなというところもありますし、新たないろんな団体から要望もあって、例えば商店のリフォームの助成をしてほしいだとか、こういうようなことも出ているわけで、少し研究をして議会としても一般質問などで政策提言的に市政のほうに反映させていくということも必要ではないかなというふうに思っているところです。

難しいのは、岩倉市の中の事業者が少ないというのが大きな問題で、やっぱり住宅リフォームするといっても市外の業者がリフォームのお金をもらったとしても、それより安くやってもらえるような業者がいて、そっちに回っちゃうんですね。ですから、ほとんどが下水道の接続工事のところの事業で終わってしまっているというところで、ちょっと残念だったなというふうに思いますね。だから、もっと形を変えた形での商工振興というか、地域の中小業者の皆さんに仕事を回すと、こういう施策をいろいろ提案していく必要があるんじゃないかなというふうに今考えています。意見表明です。

◎委員（鈴木麻住君） 今の3の4の3ですね。今の関連した話ですけども、地域の資源を生かした自然エネルギーということで、これはたしか今取り組んでおられますね、岩倉市は。屋根貸しでソーラーパネルを乗っけてという、それで売電すると。その発電したエネルギーは災害のときに使いたいという、今その辺を聞き取っている状況ですけども、だからもうちょっとそういうところを一般の企業さんにどんどん誘致して、屋根が使えるところは伸ばしていけばいいかなと思うんですけども、たしか今買い取りの値段がどんどん下がってきていて、事業としてうまく成り立つかどうかというところが非常に厳しい状況みたいで、なかなか新規参入が難しいような状態になっているというふうには聞いています。

それと、その上の1番ですね。中小企業の実態調査を行ってくださいと、これは今行われているんですかね、ちょっとその辺よくわからないんですけど。

◎委員長（須藤智子君） 行政課長、わかりますか。

〔発言する者あり〕

◎副委員長（木村冬樹君） 政策調査なんかをやられている程度だもんね。
3番の4の①。

◎副委員長（木村冬樹君） 中小企業に特化してやってないよね、多分。

〔発言する者あり〕

◎委員（宮川 隆君） 何でも中村課長に振るのは余りにも気の毒だと思いますので、課題があったら、あくまでもこれは議案審議じゃなくて請願に対しての自由討論ですので、ピックアップして後から確認できることは確認したほうがいいんじゃないのかなと思います。

◎委員長（須藤智子君） ほかに、ございませんか。

◎委員（堀 巖君） さっきの住宅リフォームの件ですけれども、私個人としてはその当時この政策に対していささか疑問を呈しておりました。

要は趣旨が事業者に対する補助になってしまって、それが循環してあまたの人に行き届いていない、循環するお金が。その業者だけが潤ってしまうというような性格になってしまっているの、例えば電気屋さんとか、そういういろんな小売店の人たちの助成をしてくれといった要望が来たら、それをするのかとか、いろんな団体からいろんな要望があるのに、どうしてリフォーム業者だけなのかなということを感じておりました。

なので、商工業者、中小工業者の活性化であるとか、育成というところは市として当然重要なところなんですけれども、やはり広く行き渡るようなところの施策を私は考えるべきだというふうに思います。

◎委員（大野慎治君） 住宅リフォーム助成制度の議会としての検証、市内のリフォーム会社さんだったり、そこの検証が何もなされていないので、3年目になってやっとかなりの認知が出てきて、いい形になりかけたのもあると思うんですが、そこで終わってしまったので、市内の会社さんとの意見交換というのは必要じゃないのかなと。我々議会として検証がなされていないと。我々が提案した以上は、やっぱり検証する必要があるんじゃないのかという提案なんです、あくまでも意見です。済みません。

◎副委員長（木村冬樹君） 請願を採択して、全国的に進められた制度ということで実施したというのが経過だというふうに思いますね。

だから、業者が一部というのは確かにあるわけで、全体的ないろんな中小業者全般に広く行き渡るような施策というのがさらにあれば、それは考えていくべきだというふうに思いますし、議会としては意見交換会を商工会とやりましたし、これは商工会のほうからもそのときに継続して、また何年かし

たら意見交換をしましょうという議論になったわけなものですから、そういう場を設けて、今言った検証だとか、住宅リフォームがどうだったのかという率直な意見交換なんかもすべきですし、新たな提案なんかもあったら受けていくというようなことを意見交換でやっていくべきではないかなというふうに思います。以上です。

◎委員（鈴木麻住君） 今、住宅リフォームの話なんですけれども、その助成金というんですか、補助金、これは私、耐震診断をやったり、耐震補強というお手伝いをしていたんですけど、耐震補強で補助金は90万出るんですね。それはこのリフォームの補助金と同じ扱いなのかどうかという、ちょっとお聞きしたいんですけど、また別なんですかね、それは。

◎委員長（須藤智子君） 耐震のやつは別。

◎副委員長（木村冬樹君） 別です。別に住宅リフォームもそのことをやったことによってお金が出るという。

◎委員（鈴木麻住君） そうすると、耐震をして、さらにそういうリフォームをした場合には、両方ともダブルで出るという感覚ですかね。

◎副委員長（木村冬樹君） 耐震をすれば、それを上乘せして、政策的に耐震だとか太陽光パネルをつけたりだとか、こういうことに対する住宅リフォームの制度は使えたんですよ。今の片岡市長が一般的な住宅リフォームだけではなくて、政策的なものも進めるような制度にしようということで、耐震だとか太陽光パネルの設置だとか下水道の接続だとか、こういうことについてもこのお金を出していくというやり方をしたんですね。ですから、耐震で言えば全く県の補助金とは別に上乘せして出たという制度なんですね。

◎委員長（須藤智子君） ほかによろしいですか。

ほかの項目はよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） そうしますと、厚生に関する部分は議運へ差し戻すということですか。どうなるんですか。一括でやっちゃう。

◎副委員長（木村冬樹君） ちょっと休憩しようか、もう1回。

◎委員長（須藤智子君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（須藤智子君） じゃあ、休憩を閉じて再開いたします。

◎副委員長（木村冬樹君） 取り扱いについて、ちょっと提案したいと思います。

最初に議論になりました当委員会の所管事項でない部分につきましては、議員間討議の中でも議題とせずに取り扱ったということを議運のほうに返し

て、その部分についての取り扱いはそちらのほうで検討していただくという形にすべきであるというふうに思います。

それから、その他の部分についてさまざまな意見交換をしましたので、陳情団体につきましては、返し方として聞きおくではなしに、議員間討議をさまざまな形で行ったと。重立った意見なんかは記載できればさらにいいですけど、返していくというやり方をとったらどうかなというふうに、そして採択については行いませんでしたという取り扱いで行ったらどうかなと。あとはきょう議員間討議したように、それぞれで受けとめて、一般質問なり政策提言なりしていくというふうに議員としては取り扱っていくという形にしたらどうかなというふうに思います。

◎委員長（須藤智子君） ほかの委員の皆様はよろしいですか、それで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） では、そのようにさせていただきますので、あと厚生・文教に関する項目は議運のほうへ差し戻したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これで陳情は終わりにいたします。

以上で当委員会に付託されました陳情は協議いたしました。

なお、委員会の委員長報告は議案及び請願の報告のため、陳情の報告は行いません。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。